

豊中市予防接種事故災害補償要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度のⅢ型に加入することに伴い、豊中市（以下「市」という。）が、法定外の予防接種で、自らの行政措置として実施する予防接種に係る事故の災害補償について必要な事項を定めるものとする。

(補償の対象)

第2条 市は自己が次条に規定する予防接種を行うことにより、第4条に規定する補償対象者に身体障害（死亡もしくは予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）別表第二に定める障害に限る。）が発生した場合（この要綱の実施後に発見された場合に限る。）において、当該補償対象者に対し、第5条に定める補償を行う。

(対象とする予防接種)

第3条 前条に規定する補償の対象とする予防接種は、法定外の予防接種で、市が自らの行政措置として行うすべてのもの（ツベルクリンは除く。）とする。ただし、昭和52年4月1日以後に実施したものに限る。

- 2 市が予防接種依頼書に基づき他の市町村に依頼して行う予防接種は、前項に規定する市が自ら行う予防接種とみなす。
- 3 市が他の市町村より予防接種依頼書に基づき依頼を受けて行う予防接種は、第1項に規定する自ら行う予防接種とはみなさない。

(補償対象者)

第4条 この要綱により市が補償を行う者は、前条に規定する予防接種を受けたすべての者とする。

- 2 市は、前項に規定する補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行う。

(補償基準及び補償金額)

第5条 市は、次の基準及び金額に基づき補償を行う。

(1) 補償基準

- ア 補償対象者の事故（身体障害）を発見した日から180日以内に死亡又は令別表第二に定める障害を被った場合に限る。
- イ 補償対象者の事故（身体障害）を発見した日から180日以内に障害の程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき、その障害の程度を決定するものとする。

(2) 補償金額

- ア 死亡の場合の金額（以下「死亡補償金」という。）全国市長会予防接種事故賠

償補償保険特約書に定める死亡補償保険金額

イ 障害の場合の金額（以下「障害補償金」という。）全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書に定める障害補償保険金額

2 死亡補償金および障害補償金については、予防接種法施行令を改正する政令が公布され、予防接種事故による給付金額が変更された場合は、その変更内容に基づく。

3 市は、前項第2号の死亡補償金と障害補償金を重複しては給付しない。

（損害賠償の免責）

第6条 市は、この要綱による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法（明治29年法律第89号）または国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償の責めを免れる。

（剰余金）

第7条 市は、予防接種法に基づく年金払いの補償金にかかる市負担分を一定基準に従い一時金に換算して保険金の支払いを受ける保険契約の締結をした場合において、一時払いによる保険金の額と市が負担する法定救済措置の費用との間に剰余金が生じた場合には、その剰余金の全額を当該健康被害者の救済のために使用するものとする。

（準用規定）

第8条 この要綱に定めのない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」及び「全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書」の規定を準用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。